

外来リハビリの制度

リハビリテーションの期限について

リハビリテーションを行える期限が決められています。

診断名や経過によって、外来リハビリを行うことができなかつたり、リハビリの回数が制限される場合があります。

◎脳血管疾患(脳梗塞・脳出血・脳腫瘍・脊髄損傷など):発症、手術または急性増悪から180日以内

◎骨・関節疾患(変形性膝関節症、脊柱管狭窄症など):発症、手術または急性増悪から150日以内

※この日を超えてリハビリテーションを続けるには、「医師がリハビリを行うことが必要である」と判断した場合になります。

1. 定期的な見直しについて

定期的に医師の診察を受けて頂き、現在行っているリハビリの回数や時間が適切かの検討をします。状態の改善により、リハビリの実施頻度が減ることがあります。

2. 書類について

■リハビリテーション総合実施計画書法律では、医師と療法士などが相談をして、検査結果などからリハビリの目標などを決め書面にし、患者さんに説明をすることが決められています。検査結果、日常生活の様子、目標などをまとめた用紙を説明し、お渡しします。用紙をお渡しした日の会計には、書類代が追加となります。

■目標設定等支援シート介護保険を所有している方に対して、定期的に医師の診察を受け、一人ひとりに合った目標を決めて進めていきます。リハビリの内容や目標を書面にまとめます。その内容を医師が、患者または家族に対して説明します。目標設定支援シートは3ヶ月ごとに作成します。用紙をお渡しした日の会計には、書類代が追加となります。